中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置（2026年3月11日）

- ３/11（水）の総理指示を踏まえ、**緊急的に燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）に対する支援を決定**。**3/19（木）出荷分から支給開始**。

- **現在の燃料油補助金の基金残高を活用**し、**ガソリン**については、全国平均小売価格が、**170円程度**を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、**170円を超える部分について、10/10の補助を行う**。

- **軽油・重油・灯油についてはガソリンと同額の補助**を行う。

※航空機燃料については国内線に支援を重点化する観点から、9/3(木)より国際線への支援を終了し、国内線の補助額をガソリンの4割相当から8割相当に引き上げる。
※輸入灯油については、輸入価格と国内卸価格の差額を追加的に支給（11月～３月までの措置）。

- **12月以降、「原油価格の動向」を注視しつつ、春先に向けて「基準価格」を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本に対応**。
  持続可能な制度への移行にあたっては、国民生活や経済活動への影響に十分配慮するとともに、原油価格の動向も注視して進めていく。

※第一週～第三週にかけ、２円、２円、１円ずつ、段階的に引き上げ、第四週以降は据え置き